

（1）移動円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

【現行計画の内容】

- ・点字鋏改修

【前年度の実施状況】

- ・第1・第2ターミナルにおいて点字鋏の補修、ステンレス製への改修を実施いたしました。
- ・旅客トイレフラッシュライトを設置いたしました。（一般エリアトイレ）

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

【現行計画の内容】

- ・見えない障害をお持ちの方へのひまわりストラップ配布（継続）

【前年度の実施状況】

- ・第1・第2ターミナル館内において見えない障害をお持ちの方へのひまわりストラップ配布

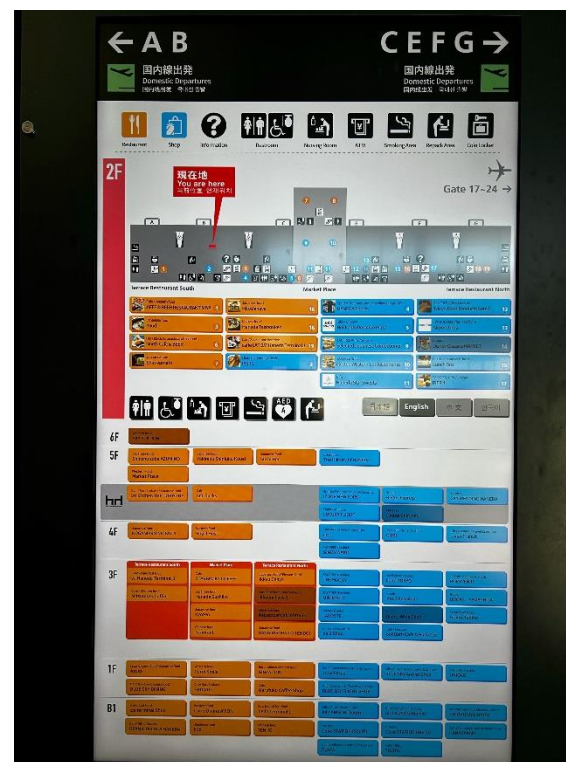
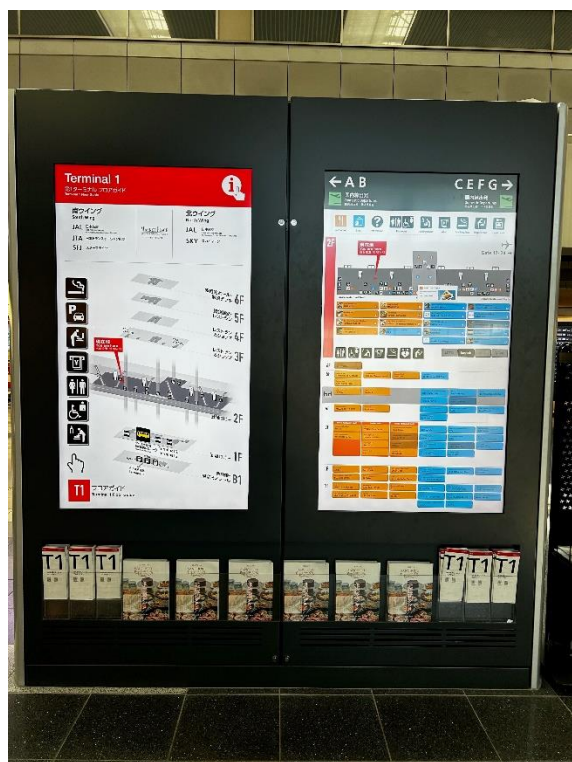
③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

【現行計画の内容】

- ・駅、バス停等から航空会社カウンターまで、到着口から駅・バス停等への移動支援としての介助サービスの提供をいたしました。（継続）
- ・案内所スタッフの手話検定受験を行い、手話による案内能力を向上いたします。（2019年～継続）
- ・館内サインの追加設置時において、ピクトグラム、多言語表記を記載いたしました。
- ・ターミナル事業者がコモンユース用車椅子、ベビーカーを設置し、来館時から航空搭乗までのシームレスな移動手段の提供をいたしました。（2020年～継続）
- ・デジタルサイネージを活用し、リアルタイムの情報提供をいたしました。

【前年度の実施状況】

- ・第1・第2ターミナル館内の点字鎮を補修時に改修いたしました。
- ・案内所スタッフの継続して手話検定を受験いたしました。
- ・コモンユースの車いす、ベビーカーの設置をいたしました。
- ・館内サインのデジタルサイネージの多言語化（4か国語）を実施いたしました。



- ・ デジタルサイネージの多言語化

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

【現行計画の内容】

- ・ JIS規格ウェブアクセシビリティのホームページにて対応介助サービス、施設案内のを継続して情報提供を実施しております。（2019年から継続）
- ・ 総合案内所の連絡先を墨字（UDフォント）と点字で記載したカードを配布いたしております。（2020年から継続）
- ・ バス乗車券カウンターや案内カウンターにコミュニケーション支援ボードを設置し、移動手段の情報を提供を実施いたしております。（2019年から継続）
- ・ 旅客用トイレに聴覚障がい者向けの非常放送連動のフラッシュライト設置を実施しております。（2022年より）
- ・ 見えない障がいを「お持ちお方に空港職員が適切な支援が行えるよう「ひまわりストラップ」を案内所で配布しております。

【前年度の実施状況】

- ・ 第1・第2ターミナル館内における点字鋏を補修時に改修いたしました。（継続）
- ・ 案内スタッフの手話検定受験を実施いたしました。（継続）
- ・ デジタルサイネージを活用し館内4か国語リアルタイムの情報提供をいたしました。（2022年より）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

【現行計画の内容】

- ・ サービス介助士の資格取得を継続して実施しております。（全案内スタッフ対象）
- ・ 各種CS、サービス案内に関するセミナーの開催、受講をいたしました。（2023年度）
- ・ 発達障害等の目に見えない心のバリアフリーについてセミナーを開催し、ターミナルスタッフ、空港関係者への講習実施（2023年度）

【前年度の実施状況】

- ・ サービス介助士資格コンシェルジュを取得いたしました。
- ・ バリアフリー研修 コンシェルジュ社内手話レッスンを実施いたしました。
- ・ 心のバリアフリーセミナー開催を実施いたしました。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

【現行計画の内容】

- ・ 介助サービス及び空港内におけるユニバーサルデザイン施設においてホームページにて周知を図っております。
- ・ スマートフォンを利用した来館者へのご案内サービス検討中です。

【前年度の実施状況】

- ・ お手伝いが必要なお客様へ向けたページにて掲載いたしました。
- ・ 引き続きスマートフォンからQRコードを読込むと案内所スタッフと会話できるサービスを検討中です。
- ・ コミュニケーション支援ボードを使用した案内を実施いたしました。（継続）

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況
適合済みではありますが、人的対応によるサービスのさらなる向上を継続いたします。
- (3) 報告書の公表方法
羽田空港旅客ターミナルホームページ <https://tokyo-haneda.com/>
- (4) その他
お客様の声、有識者のご意見を参考に施設改修や人的サービスの取り組みを実施する。

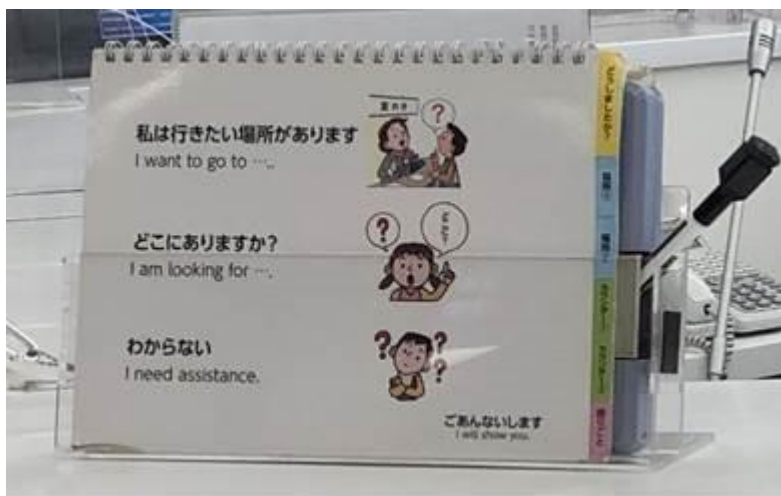
移動等円滑化取組報告書 2023年度実施状況 (写真)



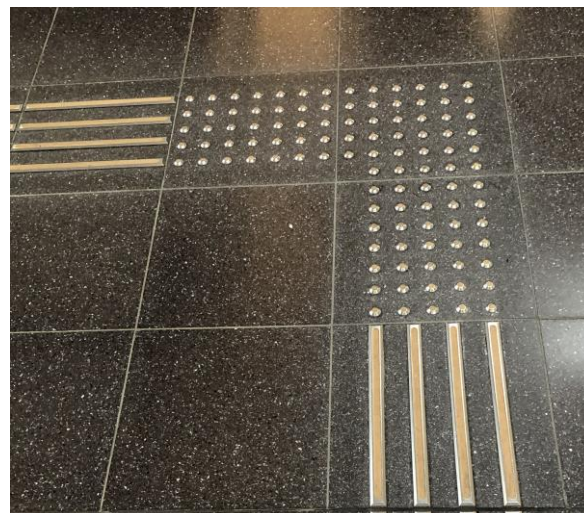
・ 介助サービス



多目的トイレ内フラッシュライト
聴覚障害者の方への非常時案内



・ コミュニケーション支援ボード



・ 点字鋲 ステンレス製で剥がれにくい仕様に更新

手話接客、手話対応レッスン

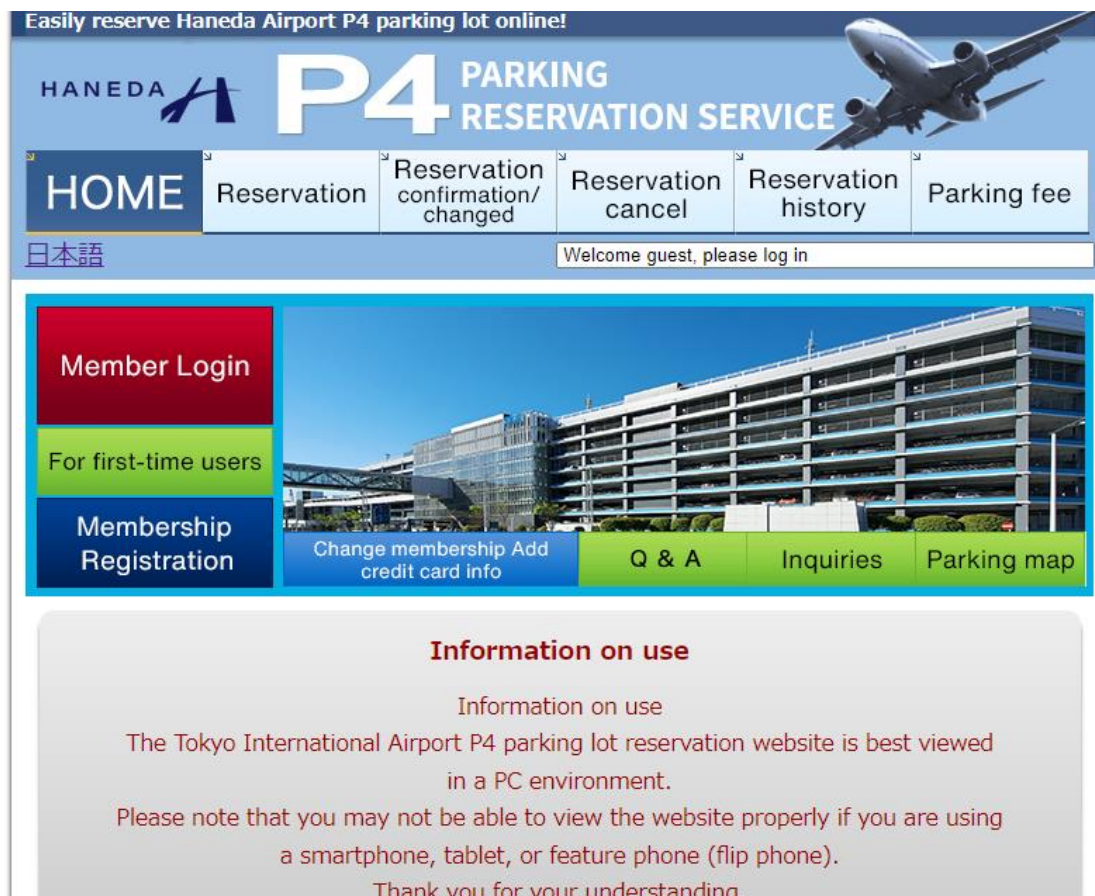
手話接客



手話対応レッスン



P4駐車場予約車両HP英語化対応



航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数		視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
					総数	旅客搭乗橋設置数			
第1旅客ターミナル	東京都大田区	81,000	○	○	総数	38	○	○	○
					旅客搭乗橋設置数	(22)			
第2旅客ターミナル	東京都大田区	86,000	○	○	総数	41	○	○	○
					旅客搭乗橋設置数	(25)			
(合計)									
計2ターミナル		167,000	2	2	総数	79	2	2	2
					旅客搭乗橋設置数	(47)			

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	○
(2)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。	
	① 中小企業者でない。	
	② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	